

食品表示法（衛生事項）

～（2）添加物表示について～

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

食品表示法(衛生事項) の (2) 添加物表示について説明します。

新たなポイント

○添加物表示免除規定について

スライド番号5、スライド番号10

- ・食品表示基準が令和7年3月28日に改正され、栄養強化目的で使用した添加物に係る表示免除規定が削除されました。

1

新たなポイントは、添加物表示免除規定についてです。

食品表示基準が令和7年3月28日に改正され、栄養強化目的で使用した添加物に係る表示免除規定が削除されました。

スライド番号5、スライド番号10にて説明していますのでご確認ください。

一般用加工食品に必要な表示

名 称	その内容を表す一般的な名称を記載
保存方法	製品の特性に従い記載 食品衛生法により保存方法が定められたものはその基準により記載
期限表示	品質の劣化が早い食品は「消費期限」、それ以外の食品は「賞味期限」を記載
原材料名	原材料をそれぞれ重量の多い順に記載
添加物	添加物の物質名（及び用途）を重量の多い順に記載
原料原産地名	製品に占める重量割合上位一位の原材料の原産地を記載
内容量	重量（重さ）、体積（かさ）又は数量に単位を記載
固形量 内容総量	固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したものは、内容量に代えて「固形量」及び「内容総量」を記載
原産国名	輸入品にあつては、原産国名を記載
栄養成分の量及び熱量	栄養成分の量及び熱量を一食分の量等の一定の単位で記載
食品関連事業者	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を記載
製造者及び製造所	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を記載

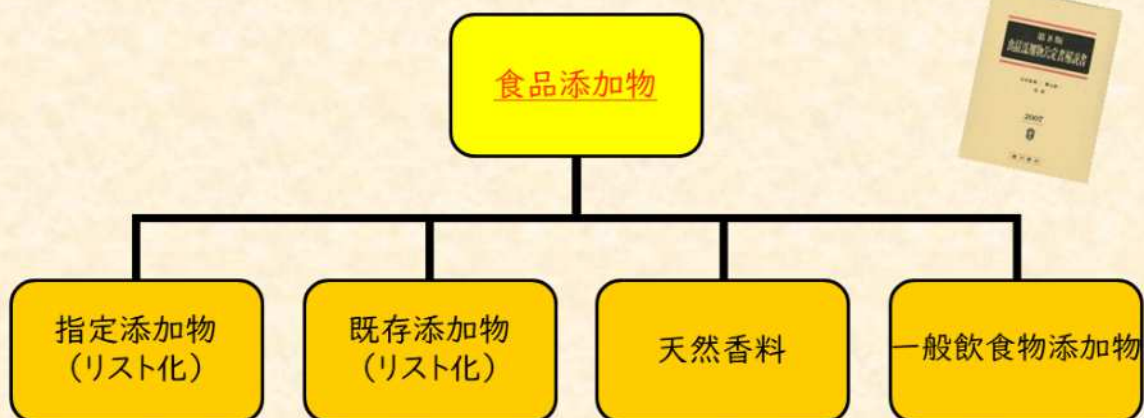
容器に入れ、又は包装されたもの。（飲食料品を製造し、一般消費者に直接販売する場合等は除く。）

2

ここでは、添加物の表示について具体的に説明します。

添加物

- 食品衛生法第4条第2項に規定するもの
食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、
食品の製造過程または食品の加工・保存の目的で使用されるもの



3

添加物は、食品衛生法第4条第2項に規定されており、
食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造過程または食品の加工・保存の目的で使用されるものと定義されています。

添加物

- 添加物に占める重量の割合の高いものから順に、原則として物質名を表示する
 - ①品名（名称又は別名）、簡略名又は類別名表示
 - ②用途名表示
 - ③一括表示名
 - ④表示免除の規定
- 添加物は一括表示欄で、事項欄を設けるか、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示

4

食品に添加物を使用した場合や使用した原材料に添加物が含まれている場合は、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、原則、当該添加物の物質名を表示します。

添加物の表示方法は、①品名、簡略名又は類別名表示、②用途名表示、③一括名表示、④表示免除の規定があります。

なお、添加物は一括表示欄で、事項欄を設けるか、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示します。

添加物

○ 添加物表示の例外

一括名表示 ができるもの	イーストフード、ガムベース、かんすい、 酵素、光沢剤、香料、酸味料、調味料、 豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH 調整剤、膨脹剤、軟化剤 <u>(一括表示可能な添加物の範囲は 「食品表示基準について」別添 添加物1-4)</u>	複数の組合せで効果を発揮することが多く、 個々の成分まで全てを表示する必要性 が低いと考えられる添加物や、食品中にも 常在する成分であるため、一括名で表示 しても、表示の目的を達成できるために認 められている
<u>用途名併記</u>	<u>(食品表示基準別表6に定めるもの)</u> <u>甘味料、着色料、保存料、</u> <u>増粘剤等 酸化防止剤 発色剤、漂白</u> <u>剤、防かび剤等</u>	消費者の関心が高い添加物について、使 用目的や効果を表示することで、消費者 の理解を得やすいと考えられるものは用 途名を併記する
表示免除※	加工助剤、キャリーオーバー	最終食品に残存していない食品添加物や、 残存してもその量が少ないため最終食 品に効果を発揮せず、期待もされていな い食品添加物については、表示が免除さ れる

※令和7年3月28日に栄養強化剤の表示免除規定は削除されました

5

添加物表示の例外について説明します。

基本的には物質名で表示しますが、添加物名を表記しなくても、乳化剤、膨脹剤などは一括名表示ができるものがあります。

これは、複数の組合せで効果を発揮することが多く、個々の成分まで全てを表示する必要性が低いと考えられる添加物や、食品中にも常在する成分であるため、一括名で表示しても、表示の目的を達成できるために認められているものが、こちらの例示にあるものです。

一括表示可能な添加物の範囲は、平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知「食品表示基準について」別添「食品表示基準について」の別添 添加物1-4に示されていますのでご確認ください。

次に、用途名併記について説明します。

こちらは赤字で例示しています。一括名表示はできるものになりますが、ここは、間違いがとて多いところなので注意が必要です。消費者の関心が高い添加物について、使用目的や効果を表示することで、消費者の理解を得やすいと考えられるものは用途名を併記します。

例えば、甘味料でサッカリンナトリウムを使用した場合、甘味料(サッカリンNa)と表示する。また、保存料としてソルビン酸を使用した場合は、保存料(ソルビン酸)と表示することになります。

また加工助剤やキャリーオーバーについては表示が免除されています。

令和7年3月28日の食品表示基準改正で、栄養強化を目的として使用する添加物についての免除規定が削除され、栄養強化目的で使用する添加物については表示が必要となりましたので、注意が必要です。

添加物 ①品名（名称又は別名）、簡略名又は類別名表示

例)

物質名	別名	簡略名又は類別名称
ベニバナ赤色素	カーサマス赤色素	フラボノイド フラボノイド色素 紅花赤 紅花色素
Ｌ-アスコルビン酸カルシウム		アスコルビン酸Ca ビタミンC V.C
Ｌ-フェニルアラニン		フェニルアラニン

「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号）別添の添加物関係を参照

6

食品に添加物を使用した場合や使用した原材料に添加物が含まれている場合は、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、原則、当該添加物の物質名を表示します。

使用した添加物は物質名表示が原則ですが、一部の添加物は、添加物の品名（名称又は品名）、簡略名又は類別名のいずれかで表示することができます。

例えば、Ｌ-アスコルビン酸カルシウムは、「アスコルビン酸Ca」や「ビタミンC」や「V.C」と表記できます。

添加物 ②用途名表示

食品表示基準別表第6に掲げる8種の用途で使用する添加物は、その用途名と物質名を併記した表示が必要

用途名	表示例	目的
甘味料、合成甘味料、 人工甘味料	甘味料（ステビア）	食品に甘みを与える
着色料、合成着色料	着色料（赤2）	食品を着色し、色調を調整する
保存料、合成保存料	保存料（ソルビン酸）	かびや細菌の発育を抑制、食品の保存性をよくする
増粘剤、安定剤、 ゲル化剤又は糊料	増粘剤（アラビアガム）	食品に滑らかな感じや、粘り気を与え、安定性を向上
酸化防止剤	酸化防止剤（BHT）	油脂などの酸化を防ぎ、保存性をよくする
発色剤	発色剤（亜硝酸ナトリウム）	ハム・ソーセージ等の色調・風味を改善する
漂白剤	漂白剤（二酸化硫黄）	食品を漂白し、白く、きれいにする
防かび剤又は防ばい剤	防ばい剤（TBZ）	輸入柑橘類等のかびの発生を防止する

用途の表示を省略することができる場合

- ・ 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合…~~着色料、合成着色料~~
- ・ 添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合…増粘剤又は糊料

7

用途名表示について説明します。

表の8種の用途で使用する添加物は、その用途名と物質名を併記した表示が必要です。

しかし、添加物表示中に色の文字を含む場合、用途名を省略することができるため、赤色102号とだけ表示することもできます。

また、増粘の文字を含む場合も用途名を省略することができます。

さらに、令和2年7月16日に「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」が一部改正され、赤字で記載しているように「合成甘味料」、「人工甘味料」、「合成着色料」、「合成保存料」の用語が削除されました。

添加物 ③一括名表示

食品表示基準別表第7に掲げる14種は、一括名の定義（目的）及び添加物の範囲に該当する場合に限り、物質名を表示する代わりに、一括名表示をすることができる

一括名	一括表示名	目的
イーストフード	イーストフード	パンなどのイーストの発酵をよくする
ガムベース	ガムベース	チューインガムの基材に用いる
かんすい	かんすい	中華めんの食感、風味を出す
苦味料	苦味料	苦味を付与することで味をよくする
酵素	酵素	触媒作用で食品の品質を改善する
光沢剤	光沢剤	食品の保護及び表面に光沢を与える
香料	香料	食品に香りをつけ、おいしさを増す
酸味料	酸味料	食品に酸味を与える
チューインガム軟化剤	軟化剤	チューインガムを柔軟に保つ
調味料（甘味料、酸味料又は苦味料を除く。）	調味料（アミノ酸）、調味料（アミノ酸等）、調味料（核酸）、調味料（核酸等）等	食品にうま味などを与え、味を調える
豆腐用凝固剤	豆腐用凝固剤又は凝固剤	豆腐を作る時に豆乳を固める
乳化剤	乳化剤	水と油を均一に混ぜ合わせる
水素イオン濃度調整剤	水素イオン濃度調整剤又はpH調整剤	食品のpHを調節し、品質をよくする
膨張剤	膨張剤、膨脹剤、ベーキングパウダー又はふくらし粉	ケーキなどをふっくらさせ、ソフトにする

8

一括表示名について説明します。

食品表示基準別表第7に掲げる14種は、一括名の定義（目的）及び添加物の範囲に該当する場合に限り、物質名を表示する代わりに、一括名表示をすることができます。

一括表示可能な添加物の範囲は、平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知「食品表示基準について」別添「食品表示基準について」の別添 添加物1-4に示されていますのでご確認ください。

添加物

○表示例

●添加物の表示欄を設けた場合・・・それぞれの枠内に表示

原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、ショートニング（落花生を含む）、カカオマス、ココア、卵、脱脂練乳、食塩、デンプン
添加物	膨張剤、カラメル色素、香料、乳化剤（大豆由来）

●添加物の表示欄を設けない場合1・・・スラッシュ（／）等の記号で区分

原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、ショートニング（落花生を含む）、カカオマス、ココア、卵、脱脂練乳、食塩、デンプン／膨張剤、カラメル色素、香料、乳化剤（大豆由来）
------	---

●添加物の表示欄を設けない場合2・・・改行による区分

原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、ショートニング（落花生を含む）、カカオマス、ココア、卵、脱脂練乳、食塩、デンプン 膨張剤、カラメル色素、香料、乳化剤（大豆由来）
------	--

9

添加物の表示として、3つの表示例について説明します。

今までは原材料の後ろに添加物を表示していましたが、添加物の事項欄を設けるか、原材料名の欄にスラッシュ又は改行で原材料名と明確に区分して表示する必要があります。

添加物 ④表示免除

○加工助剤

- 1 食品の完成前に除去されるもの
- 2 最終的に食品に通常含まれる成分と同じになり、かつ、その成分量を増加させるものではないもの
- 3 最終的に食品中にごくわずかな量しか存在せず、その食品に影響を及ぼさないもの

○キャリーオーバー

食品の原材料の製造又は加工の過程で使用され、その食品の製造過程では使用されないもので、最終食品に効果を発揮することができる量より明らかに少ない場合

令和7年4月 食品表示基準の一部改正

栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定が削除

<経過措置期間>

- ◆ 令和12年3月31日までに製造（又は加工、輸入）される一般用加工食品
- ◆ 令和12年3月31日までに販売される業務用加工食品

10

加工助剤、キャリーオーバーの目的で使用される添加物は、添加物表示が免除されます。

まず、加工助剤について説明します。

食品の加工の際に添加されるもので次の3つに該当する場合は、表示が免除されます。

- 1:食品の完成前に除去されるもの
 - 2:最終的に食品に通常含まれる成分と同じになり、かつ、その成分量を増加させるものではないもの
 - 3:最終的に食品中にごくわずかな量しか存在せず、その食品に影響を及ぼさないもの
- 続いて、キャリーオーバーについて説明します。

食品の原材料の製造又は加工の過程で使用され、その食品の製造過程では使用されないもので、最終食品に効果を発揮することができる量より明らかに少ない場合は、表示が免除されます。

※添加物を含む原材料が原型のまま存在する場合や、着色料、甘味料等のように、添加物の効果が視覚、味覚等の五感に感知できる場合は、キャリーオーバーにはなりません。

また、添加物の表示を省略した場合でも、当該添加物に由来する特定原材料についてのアレルギー表示は必要になりますので、注意が必要です。

令和7年4月に食品表示基準が一部改正され

これまで規定されていた、栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除の規程が削除されました。

これに伴い、栄養強化目的で使用された食品添加物については表示が求められることになります。

なお、本制度については経過措置期間が設定されており、決められた期間（令和12年3月31日）までは、一般用加工食品及び業務用加工食品において改正前の食品表示基準による表示が認められます。

添加物 ⑤不使用表示

消費者が誤解する表示になっていませんか？

「食品添加物は一切使用していません」

「無添加」など

食品添加物が不使用である旨の表示については

- ・通常同種の製品が一般的に添加物が使用されないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではない。
- ・加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできない。
- ・「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましい。



食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

(表示の見直し期間:~令和6年3月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_006/

見直し期間は
終了しています

・適用範囲:容器包装の表示

・食品添加物の不使用表示の類型及び食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示・・・10の類型を示す

11

不使用表示について説明します。

「食品添加物は一切使用していません」、「無添加」などと食品添加物が不使用である旨の表示については、消費者に誤認等を与えないように留意して表示する必要があります。

- ・通常同種の製品が一般的に添加物が使用されないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではない。
- ・加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできない。
- ・「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましい。

食品表示Q&Aにおいて、記載が網羅的でなく、あいまいな内容もあり、説明が尽くされていないという状況を踏まえ、食品表示事項に規定された表示禁止事項にあたるか否かの基準となる本ガイドラインが新たに策定されました。

本ガイドラインが令和4年3月30日に発出されてから、令和6年3月末までは表示の見直し期間とされていましたが、現在は見直し期間は終了しています。

食品添加物の不使用表示：10の類型【類型1～類型3】

類型	類型名	説明（例示）
1	単なる「無添加」の表示	（単に「 無添加 」と表示） 無添加となる対象が不明確な、単に「無添加」とだけ記載した表示をいう。何を添加していないのかが不明確であるため、消費者に内容物を誤認させるおそれがある。
2	食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示	（「 人工甘味料不使用 」など、人工、合成等の用語を使用した表示） 無添加あるいは不使用と共に、食品表示基準において規定されていない用語を用いる表示をいう。化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示することとしているが、人工、合成、化学等の用語と共に不使用、無添加を用いると、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。
3	食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示	（清涼飲料水に「 ソルビン酸不使用 」と表示） 法令上、当該食品添加物の使用が認められていない食品への無添加あるいは不使用の表示をいう。実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

食品添加物の不使用表示に関するガイドラインでは、容器包装における表示を作成する当たり、注意すべき食品添加物の不使用表示を10の類型に分けています。

類型の説明と例示について表に示しました。

なお、表に示した例示以外の表示でも、不使用表示については類型に該当する可能性がありますので、注意が必要です。

類型1：単なる「無添加」の表示

無添加となる対象が不明確な、単に「無添加」とだけ記載した表示をいいます。

何を添加していないのかが不明確であるため、消費者に内容物を誤認させるおそれがあります。

類型2：食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

無添加あるいは不使用と共に、食品表示基準において規定されていない用語を用いる表示をいいます。

化学的合成品と天然物に差を設けず、原則として全て表示することとしています。人工、合成、化学等の用語と共に「不使用」、「無添加」を用いると、

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

類型3：食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示

法令上、当該食品添加物の使用が認められていない食品への「無添加」あるいは「不使用」の表示をいいます。

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

食品添加物の不使用表示：10の類型【類型4～類型5】

類型	類型名	説明（例示）
4	同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示	（日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した食品に、「保存料不使用」と表示） 「〇〇無添加」、「〇〇不使用」と表示しながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する他の食品添加物を使用している食品への表示をいう。実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。
5	同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示	（原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に、添加物としての調味料を使用していない旨を表示） 「〇〇無添加」、「〇〇不使用」と表示しながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している食品への表示をいう。食品添加物を使用した商品よりも優良又は有利であると誤認させるおそれがある。不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合は、消費者に内容物を誤認させるおそれがある。

13

類型4：同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示

「〇〇無添加」、「〇〇不使用」と表示しながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する他の食品添加物を使用している食品への表示をいいます。

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

類型5：同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

「〇〇無添加」、「〇〇不使用」と表示しながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している食品への表示をいいます。

食品添加物を使用した商品よりも優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合は、消費者に内容物を誤認させるおそれがあります。

食品添加物の不使用表示：10の類型【類型6～類型8】

類型	類型名	説明（例示）
6	健康、安全と関連付ける表示	（体に良い又は安全であることの理由として「無添加」あるいは「不使用」と表示） 無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付けている表示をいう。実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。
7	健康、安全以外と関連付ける表示	（おいしい理由として「無添加」あるいは「不使用」を表示） （商品が変色する可能性の理由として「着色料不使用」を表示） 無添加あるいは不使用を健康や安全以外の用語（おいしさ、賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等）と関連付けている表示をいう。実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。
8	食品添加物の使用が予期されていない食品への表示	（同種の製品で一般的に着色料が使用されておらず、かつ、食品元来の色を呈している食品に、「着色料不使用」と表示） 消費者が、通常、当該食品添加物が使用されていることを予期していない食品への無添加あるいは不使用の表示をいう。実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

類型6：健康、安全と関連付ける表示

「無添加」あるいは「不使用」を健康や安全の用語と関連付けている表示をいいます。実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

類型7：健康、安全以外と関連付ける表示

「無添加」あるいは「不使用」を健康や安全以外の用語（おいしさ、賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等）と関連付けている表示をいいます。実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

類型8：食品添加物の使用が予期されていない食品への表示

消費者が、通常、当該食品添加物が使用されていることを予期していない食品への「無添加」あるいは「不使用」の表示をいいます。

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

食品添加物の不使用表示：10の類型【類型9～類型10】

類型	類型名	説明（例示）
9	加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示	（原材料の一部に保存料を使用しながら、最終製品に「保存料不使用」と表示） 加工助剤、キャリアオーバーとして食品添加物が使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への無添加あるいは不使用の表示をいう。
10	過度に強調された表示	（商品の多くの箇所に、過剰に目立つ色で、「〇〇を使用していない」旨を記載する） 無添加あるいは不使用の文字等が過度に強調されている表示をいう。一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いることが、消費者が一括表示を見る妨げとなり、表示上の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与える場合、内容物を誤認させるおそれがある。

15

類型9：加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示

加工助剤、キャリアオーバーとして食品添加物が使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への「無添加」あるいは「不使用」の表示をいいます。

類型10：過度に強調された表示

「無添加」あるいは「不使用」の文字等が過度に強調されている表示をいいます。

一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いることが、消費者が一括表示を見る妨げとなり、表示上の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与える場合、内容物を誤認させるおそれがあります。